

総務常任委員会日程

令和5年3月1日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 2 号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 3 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 17 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 4 号 令和4年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款
歳出2款総務費、3民生費の内1項5目、8目及び9目、
4款衛生費の内1項7目
第2表繰越明許費補正1追加の内
4款衛生費の内1項保健衛生費及び8款消防費
第3表地方債補正
- (5) 議案第 5 号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (6) 議案第 6 号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- (7) 議案第 11 号 令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- (8) 議案第 12 号 令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

総務常任委員会会議録

招集年月日	令和5年3月1日(水)			
招集場所	八街市役所 本会議場			
開閉会時刻	開会	午前10時00分	委員長	石井孝昭
及び宣告	閉会	午後14時03分	副委員長	小川喜敬
委員の氏名 及び 出欠の有無	氏名	出・欠	氏名	出・欠
	石井孝昭	出	鈴木広美	出
	小川喜敬	出	新見準	出
	丸山わき子	出	栗林澄恵	出
	林政男	出		
委員外議員				
委員会に出席した 事務局職員職氏名	事務局長 梅澤孝行		主査 安見里香	
	主査 嘉瀬順子		主任主事 今関雅	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	市長 北村新司		防災課長 宮澤英光	
	副市長 大木俊行		市民課長 中澤ゆかり	
	総務部長 片岡和久		国保年金課長 黒川康裕	
	市民部長 中込正美		社会福祉課長 高山由美子	
	福祉部長 吉田正明		障がい福祉課長 渡辺近	
	健康こども部長 井口安弘		つくし園長 山本晴美	
	経済環境部長 相川幸法		子育て支援課長 春日陽子	
	建設部長 市川明男		健康増進課長 小山田俊之	
	秘書広報課長 田中和彦		農政課長 酒和裕一	
	総務課長 湯浅孝史		環境課長 塚本賢一	
	企画政策課長 飯田英二		道路河川課長 中村正巳	
	財政課長 和田暢祥		都市計画課長 戸村哲雄	
	システム管理課長 細野浩		水道課長 古西弘一	

	その他関係職員	
	教 育 部 長 土 屋 武 志	教育総務課長 秋 葉 忠 久
	教育委員会参事 学校教育課長事務取扱 本 間 照 美	スポーツ振興課長 土 屋 顕 仁 兼スポーツプラザ所長
	社会教育課長 兼中央公民館長 須賀澤 勲 兼郷土資料館長	図 書 館 長 富 谷 和 恵
	その他関係職員	
	農業委員会事務局長 小 川 正 一	
	選挙管理委員会事務局長 湯 浅 孝 史	
	その他関係職員	
議 題	別紙日程表のとおり	

○石井委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付の資料のとおりです。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に鈴木広美委員、新見準委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してあります日程のとおり、8件です。

早速議事に入ります。

議案第2号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第2号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案は10ページ、議案説明資料は28ページをご覧ください。

この条例は、国民健康保険法に基づく保険給付として、国民健康保険被保険者が出産に要する経済的負担の軽減等を図るために支給している出産育児一時金の支給額を、現行の42万円から50万円へ引き上げるものでございます。

なお、この条例は令和5年4月1日以降の出産に適用いたします。

以上で、議案第2号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、若干の質問をさせていただきます。

出産育児一時金という、これを増額することは大変賛成でございます。42万円から50万円の引上げということで、8万円の増となるわけですけれども、現在、出産費用の増加傾向ということを知っておりますが、八街での出産費用はどのくらい今かかっているのか。その辺は担当課は把握されていますでしょうか。

○黒川国保年金課長

一応1月末現在で、本市での出産費用は大体1件あたり54万6千円ほどかかっていますので、50万円よりもさらに高い金額がかかっていることは把握してございます。

○丸山委員

今、出産率も大変下がってきていると、大変低いということで、この出産費用が大変高過ぎるからという、そういう声も聞いております。

ですから、せっかくこれは50万円へ引き上げても、出産する世帯では間に合わないという状況があるわけなんですけれども、その辺については、担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

○黒川国保年金課長

担当課としましても、病院によりまして、金額がかなり差があるということもございまして、やはりご家庭でも、その辺も考えて選んでいただくというのも1つかとは思いますが、やはり個室とかになると、また料金等が変わってきますので、その辺も勘案して、皆さん、考えていただければと思っております。

○丸山委員

いずれにしても、この一時金を上回る差額というのは、出産する世帯の負担増となるわけで、これは何らかの形で、今少し検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

それと、この引き上げることは、大変私は賛成なんですけど、国の方では、財源は現役世代だけではなくて、75歳以上の後期高齢者医療制度からも総額の7パーセントを当てるんだというようなことを言っているわけですね。

後期高齢者の最高限度額も引き上げる。そして、保険料も引き上げる。そういうことで、この一時金の一部に当てていくというようなことを言われているわけなんですけれども、全世界で支えるんだということで、後期高齢者からもそういったお金が回っていくわけなんですけれども、出産一時金の増額のために、こうした個々もそうなんですけれども、医療保険の保険料を引き上げて、その財源にしていくということは、あまりにもひどい話じゃないかなと。税金の二重取りじゃないかというようなことも思うわけで、ぜひこのことにつきましては、国に対して、こういった財源の確保の在り方ではなくて、国のほうがきちんと財源を確保していくということを求めていただきたいと、このように思うわけですが、今日は市長はいません。

総務部長。市長に代わって、やはり国に対して、こういった意見を挙げていただきたいというふうに思いますが、市長に代わって、部長の方からのご意見をいただきたいと思います。

○片岡総務部長

お答えします。

国の動向等を注視しながら、その辺は、しっかり言わなくちゃいけないことは言っていくと考えております。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

大丈夫じゃないけど、市長がいないからいいです。

○石井委員長

ほかに質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第2号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

付議案は11ページ、議案説明資料は29ページをご覧ください。

この条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者の税負担公平性の維持を図るため、改正を行うものでございます。

主な改正点について説明をさせていただきます。課税限度額を超過する納税義務者に対する医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額の引上げを行うもので、医療保険分は現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分は現行の19万円から20万円に改正をするものでございます。

なお、附則において、この条例は令和5年度以降の年度分の国民健康保険税において適用し、令和4年度以前の国民健康保険税については、従前の例とするとしております。

以上で、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、議案第3号、国保税条例の一部改正について質問をさせていただきます。

この29ページの改正概要のところ、国民健康保険被保険者に係る税負担の公平性を維持するために引上げをするんだということが書かれているわけですが、この税負担の公平性を維持するとは、どういうことを指しているのか、説明いただきたいと思います。

○黒川国保年金課長

こちらの税負担の公平性ということで、所得の多い方に、より多く負担していただくということを考えてございます。

○丸山委員

所得の多い方の限度額を増やしていくということなんですが、今回、医療分63万円を65万円に、それから、後期高齢者支援分19万円を20万円に、介護納付金は17万円、これは据置きするというものですが、総額102万円になるわけですね。

この10年間で限度額の引上げ状況というのは32.4パーセント引き上がっているわけですね。これは所得の1割を超える。そういった重い負担になってきているわけなんですが、この物価高騰の下で、本当に引上げというのはなじまないのではないかなというふうに思います。

限度額は法定額の範囲内で、市町村が独自に設定できることになっているわけですね。なぜここで引上げを導入するのか。その辺についてお伺いいたします。

○黒川国保年金課長

確におっしゃるとおり、各自治体で引上げ等は決められますが、今回の引上げにつきましては、県内54団体中、44団体は令和4年度に引き上げておりまして、残りの10団体は来年度以降の実施となる予定でございます。本市も毎回1年遅れで引上げを行っておりますので、今回もそのように判断をしております。

○丸山委員

本来はこういった事務は各自治体で対応できる、そういうものとなっているはずなんですが、やはり今、国のやり方というのは、一律にこうなさいということで、せめて八街市ができることは1年遅れ、そういう対応であるというふうに今、本当に苦しい内を今課長の方からも答弁があったわけですが、本当に国のやり方というのはあまりにもひどいなということを改めてここでも感じているところであります。

今回、限度額の改定で455万円の増収となるわけですね。これは、払いきれないということで悲鳴を上げている中、低所得者の皆さんの保険税の解決になっていくのかどうか。その辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○黒川国保年金課長

今回はあくまで限度額の増額だけの変更でございますので、保険税率を変更しているわけではございません。これを基に、保険税率をまた変更していけば、低所得差等の負担軽減も考えられると思うんですが、今、うちの方としては、保険税率の方を変更する予定はござい

ませんので、中間層、低所得者層の影響はございません。

○丸山委員

国の方としては、この被保険者間の負担割合を変えることで、国保の構造的欠陥を何とか補っていきたいというふうに思っているようなんですけれども、これは抜本的な解決にはならないことは事実ですよ。

やはりもう今、どんな対応を各市町村がしても、それはもう本当に国保の構造的な問題、これは解決できないんだと。やはり全国知事会や市長会が、各自治体に1兆円の公費負担をしてくれという、そういった要求をしているわけなんですけれども、やはりそういった抜本的対策を取らない限りは、本当に口先でちょこっとずつ引き上げてみる。そこで市民が苦しめられる。そういった国保の運営状況になってきているんじゃないかなということで、ここで引き上げて、何ら解決はしないということで、この引上げには納得はできません。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第3号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

国民保険の保険課税の限度額、医療費分63万円から65万円に、後期高齢者支援分を19万円から20万円に、介護給付金は17万円に据置きするというものですが、総額102万円となり、10年間で32.4パーセントもの引上げとなります。国保税が最高額で100万円を超えること自体、異常なことです。

今回の限度額の改定で455万円の増収となりますが、国民健康保険の被保険者の中で負担割合を変えることで、国保の構造的欠陥を補うことはできず、抜本的解決にはなりません。

八街市だけでなく、多くの自治体の国保財政は国保加入者だけの努力では解決できない状況に追い込まれています。

国が削減した分を元に戻さないまま、国保加入者の限度額引上げに負担を背負わせることは認められません。

全国知事会、市長会が国保財政の危機を打開する道は、国が抜本的な財政措置を講じることだとし、1兆円規模の公費負担を求めています。実現に向けてさらなる取組を強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第17号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案は2ページ、議案説明資料は1ページをご覧ください。

この条例改正は、国民健康保険税条例において引用する地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における5割軽減及び2割軽減判定の基準額を引き上げ、低所得世帯における軽減措置の拡充を図るものです。

この条例改正により、5割軽減判定所得については、一人当たり28万5千円であったものが29万円に、2割軽減判定所得については、一人当たり52万円だったものが53万5千円に引上げが行われ、国民健康保険税応能割の軽減措置を受けられる世帯の拡充が図られるものでございます。

なお、附則において、この条例は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税において適用し、令和4年度以前の国民健康保険税においては、従前の例とするとしております。

以上で、議案第17号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

お尋ねいたします。

こちらの軽減措置を行うことによって、どのくらいの世帯、被保険者数が見込まれるか、教えていただければと思います。

○黒川国保年金課長

今回の改正によりまして、医療保険分及び後期高齢者支援分は、5割軽減判定が33世帯の

増、2割軽減が52世帯の増、介護納付分は5割軽減が16世帯の増、2割軽減が18世帯の増となり、全体で85世帯が対象となり、影響額は274万6千400円を見込んでございます。

○石井委員長

栗林澄恵委員、よろしいですか。

○栗林委員

大丈夫です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

今、85世帯ということで答弁いただいたわけですが、これは全体では被保険者の中で5割、2割軽減世帯は何世帯あるのかお伺いいたします。それから、大体何割くらい占めるのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

全体でいいますと、医療保険分と後期高齢者支援金分が世帯数で1千659世帯から1千692世帯、全体の13.6パーセント。2割軽減が1千343世帯が1千395世帯、11.02パーセントの増を見込んでおります。

また、後期高齢者支援金分につきましては、5割軽減が1千659世帯から、失礼しました。後期高齢者支援金分も医療保険分と同数でございます。

介護納付金分が629世帯から645世帯。2割軽減が474世帯から492世帯の増となります。

○丸山委員

そうしますと、被保険者の中で、この軽減を受ける総世帯というのはどのくらいになるんですか。

○黒川国保年金課長

全体で申し上げますと、割合として60.18パーセントから61.05パーセントの増になります。

○丸山委員

減っちゃう。世帯数が減っているから……。

○石井委員長

丸山わき子委員、もう一度お願いします。

○丸山委員

世帯数が減っているから、軽減世帯数が減ったということかしら。

○黒川国保年金課長

軽減を受ける世帯が全体の60.18パーセントから61.05パーセントに増えております。

○丸山委員

はい。理解しました。ありがとうございます。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第17号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題とします。お諮りいたします。

審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査することに決定をいたしました。

それでは、歳入全款について、提案者の説明を順次求めます。

○和田財政課長

それでは、歳入全款につきましてご説明いたします。

補正予算書12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税は、補正前の額から42万6千円を増額し、942万6千円とするもので、1節森林環境譲与税は交付額確定による増額です。

12款1項1目地方交付税は、補正前の額から1億8千110万9千円を増額し、46億9千600万3千円とするもので、1節地方交付税は、普通交付税の国の2号補正に伴う増額

でございます。

14款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は、補正前の額から6万7千円を増額し、1億285万1千円とするもので、2節児童福祉費負担金は、児童発達支援事業負担金の利用者の増に伴う増額で、つくし園管理運営費への充当です。

15款使用料及び手数料、1項使用料、4目土木使用料は、補正前の額から173万円を増額し、6千949万円とするもので、1節市道占用料173万円は、全額道路占用料で、市内一円、市道や赤道の占用料見込額によるものです。

13ページをお願いいたします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から4千197万9千円を増額し、35億4千371万6千円とするもので、支出見込額の確定によるものです。

1節保険基盤安定負担金は、国民健康保険安定負担金71万7千円の減額です。

2節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児均等割保険税負担金43万4千円の減額です。

4節障害者福祉費負担金6千846万4千円の増額は、障害者医療費負担金368万9千円の減額、障害者自立支援給付費負担金3千611万円の増額、障害児通所給付費負担金3千604万3千円の増額です。

6節児童保護措置費等負担金1千629万円の減額は、子どものための教育・保育給付交付金1千16万4千円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金612万6千円の減額です。

7節児童手当負担金は、児童手当負担金904万4千円の減額です。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正前の額から404万5千円を減額し、6億8千982万6千円とするもので、1節総務管理費補助金404万5千円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金571万1千円の増額と、デジタル基盤改革支援補助金975万6千円の減額です。

2目民生費国庫補助金は、補正前の額から7千548万3千円を減額し、11億1千236万6千円とするものです。

1節社会福祉費補助金1千914万円の減額は、全額新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の減額です。

2節障害者福祉費補助金236万2千円は、全額地域生活支援事業費等補助金の増額です。

3節児童福祉費補助金5千870万5千円の減額は、全額保育所等整備交付金の減額です。

14ページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金は、補正前の額から258万8千円を減額し、6億1千91万4千円とするもので、1節母子保健費補助金97万1千円の減額は、全額母子保健医療対策総合支援事業補助金の減額です。

2節健康増進費補助金161万7千円の減額は、全額疾病予防対策事業費等補助金の減額です。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から1千712万6千円を増額し、6千486万2千

円とするもので、1節道路橋梁費補助金は、社会資本整備総合交付金2千635万円の増額です。

2節都市計画費補助金922万4千円は、全額社会資本整備総合交付金の減額です。住宅建築物安全ストック形成事業補助金と地域住宅計画に基づく事業補助金の減額でございます。

4目教育費国庫補助金は、補正前の額から85万8千円減額し、5千160万円とするもので、1節小学校費補助金15万2千円の減額は、就学援助費補助金2千円の減額、特別支援教育就学奨励費補助金15万円の減額です。

2節中学校費補助金70万6千円の減額は、就学援助費補助金20万6千円の減額、特別支援教育就学奨励費補助金50万円の減額です。

3項委託金、2目民生費委託金は、補正前の額から11万円を減額し、2千171万1千円とするもので、2節国民年金費委託金11万円は、全額国民年金事務費交付金の減額です。

15ページをお願いします。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から2千564万6千円を増額し、11億9千928万2千円とするものです。

1節保険基盤安定負担金520万6千円の減額は、国民健康保険基盤安定負担金218万7千円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金301万9千円の減額です。

2節未就学児均等割保険税負担金21万7千円の減額は、全額未就学児均等割保険税負担金の減額です。

3節障害者福祉費負担金3千423万1千円の増額は、障害者医療費負担金184万5千円の減額、障害者自立支援給付費負担金1千805万5千円の増額、障害児通所給付費負担金1千802万1千円の増額です。

5節児童保護措置費等負担金700万8千円の減額は、子どものための教育・保育給付交付金394万5千円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金306万3千円の減額です。

6節児童手当負担金384万6千円の増額は、全額児童手当負担金の増額です。

3目県移譲事務交付金は、補正前の額から28万2千円を増額し、234万5千円とするものです。

1節県移譲事務交付金28万2千円は全額権限移譲事務交付金の交付額決定に伴う増額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から146万3千円を減額し、1億9千985万9千円とするものです。

2節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業補助金118万1千円の増額、強度行動障害県単加算事業補助金263万3千円の減額、全国在宅障害児者等実態調査事務取扱交付金1万1千円の減額です。

3目衛生費県補助金は、補正前の額から228万1千円を減額し、6千72万8千円とするものです。

2節健康増進費補助金193万1千円の減額は、全額健康増進事業費補助金の減額です。

4節公害対策費補助金35万円の減額は、全額住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金の減額です。

16ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から974万8千円を減額し、3千561万2千円とするものです。

1節農業委員会費補助金3万9千円の減額は、農地集積集約化対策推進交付金41万5千円の減額、農地利用最適化交付金37万6千円の増額です。

2節農業振興費補助金915万円の減額は、「輝け！千葉の園芸」次世代産地整備支援事業補助金391万5千円の減額、災害に強い森づくり事業補助金523万5千円の減額です。

3節畜産業費補助金55万9千円の減額は、全額飼料生産拡大整備支援事業補助金の減額です。

6目土木費県補助金は、補正前の額から56万円を減額し、44万円とするものです。

1節都市計画費補助金56万円の減額は、全額住まいの耐震化サポート事業補助金の減額です。

8目教育費県補助金は、補正前の額から21万5千円を減額し、211万4千円とするものです。

1節社会教育費補助金は、青少年相談活動費補助金1万円の減額、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金20万5千円の減額です。

次に、委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から767万6千円を減額し、1億5千213万3千円とするものです。

5節選挙費委託金767万6千円の減額は、県議会議員選挙執行委託金49万5千円の減額、参議院議員選挙執行委託金718万1千円の減額です。

次に、18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、344万2千円を計上するものです。

1節土地売払収入344万2千円は、全額市道小谷流など、赤道の土地売払収入です。

17ページをお願いします。

19款寄附金、1項寄附金、1目寄附金は、補正前の額から19万円を増額し、7千235万1千円にするものです。

1節総務費寄附金19万円は、八街応援寄附金6万1千円、野球場建設指定寄附金12万9千円の増額です。

次に、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から2億8千837万9千円を減額し、4億4千610万1千円とするものです。

1節財政調整基金繰入金2億8千837万9千円の減額は、全額財政調整基金への繰入金です。

3目森林環境整備基金繰入金は、補正前の額から288万7千円を減額するものです。

1節森林環境整備基金繰入金は、充当事業費、市道等周辺森林整備業務の減額により、288万7千円を全額減額いたします。

2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、196万1千円を計上するものです。

1 節後期高齢者医療特別会計繰入金は、全額後期高齢者医療特別会計繰入金過年度精算分の増額です。

1 8 ページをお願いいたします。

2 2 款諸収入、3 項受託事業収入、2 目衛生費受託事業収入は、補正前の額から 4 5 7 万 9 千円を減額し、1 千 6 3 9 万 3 千円とするものです。

1 節衛生費受託事業収入 4 5 7 万 9 千円の減額は、全額後期高齢者医療健康診査費委託金の減額です。

2 2 款諸収入、5 項雑入、3 目雑入は、補正前の額から 5 3 5 万 5 千円を増額し、1 億 6 千 7 6 7 万 3 千円とするものです。

1 節雑入は 5 3 5 万 5 千円。こちらは、ワークプラザ光熱水費 3 万 7 千円の増額、後期高齢者医療定率市町村負担金返還金 1 千 8 8 6 万 3 千円の増額、スポーツ振興宝くじ助成金 1 千 9 6 4 万 6 千円の減額、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 3 1 4 万 1 千円の減額、ふれあいバス運行事業国庫納付金 9 2 4 万 2 千円の増額です。

2 3 款市債、1 項市債、3 目衛生費、1 節保健衛生費 1 千 8 9 0 万円の減額は、上水道事業一般会計出資債の減額です。上水道事業会計繰出事業費が 1 千 7 9 0 万円の減額、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費 1 0 0 万円の減額となります。

5 目土木債は、1 節道路橋梁債 3 千 4 6 0 万円の増額で、道路改良事業費 2 千 3 8 0 万円が国の補正により、社会資本整備事業の増額、大池排水区整備事業一般会計負担金が 1 千 8 0 万円の増額です。

3 節都市計画債 1 2 0 万円の減額は、市営住宅整備事業 9 4 0 万円の減額、都市施設整備事業 8 2 0 万円の増額です。

7 目教育債 2 千 3 7 0 万円の減額は、1 節小学校債は、小学校施設整備事業 2 3 0 万円の増額、3 節社会教育債は、図書館施設整備事業 6 0 0 万円の減額です。

4 節保健体育債は、体育施設整備事業 2 千万円の減額です。

以上をもちまして、議案第 4 号、令和 4 年度八街市一般会計補正予算（第 1 0 号）歳入全款の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、ちょっとお願いします。

1 4 ページの土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金なんですが、2 千 6 3 5 万、これはどういった内容のものなのか、お伺いいたします。

○中村道路河川課長

こちらにつきましては、国の二次補正によって執行を予定するものですが、こちらに関しましては、道路改良工事を 5 区 1 号線を予定してございます。それと、3 区 4 0 号線のグリーンベルト、約 1 キロくらいを予定してございます。それから、市道 2 1 0 号線の歩道

整備工事、こちらを継続して行っておりますが、こちらを予定してございます。

○丸山委員

18ページの市債で、土木債ですね。ここでは道路改良事業ということで、ここも2千880万円を計上されておりますけれども、これはこういった内容なのか。

○中村道路河川課長

こちらは、先ほども申しました、国の補助金を使ってやる事業の財源ということでございます。

○丸山委員

じゃあ、これは分かりました。

それと、17ページの繰入金、財政調整基金繰入金の2億8千837万9千円の減ということになっていますが、令和4年度末は、財調はどのくらいになるのかお伺いいたします。

○和田財政課長

お答えいたします。

令和4年度末の現在高につきましては、23億3千430万円ほどという残高になってございます。こちらで当初予算の方も繰入れをしておりますので、令和5年度当初予算での財政調整基金繰入金というのが約7億9千900万円ということになってございまして、令和5年度末の残高については、約15億3千万円程度になるものというふうに考えてございます。

○石井委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○栗林委員

13ページの国庫支出金の総務費国庫補助金の中にあります、デジタル基盤改革支援補助金の方が減額になっているんですけども、こちらの事業内容と減額理由を教えてください。

○細野システム管理課長

こちらの補助金の内容なんですけれども、住民基本台帳や税情報などの各自治体が構築しているシステムにつきましては、各団体ごとでばらばらであります。こちらを国が統一して、経費の節減や事務効率を図ろうとして、こちらのデジタル基盤改革の補助金があります。これは10分の10の補助でございます。

このたび、歳出予算として、実は自治体の標準化、共通化を行うにあたって、市が独自で作っている文字ですね。いわゆる外字と呼んでいるんですけども、こちらを全国統一の文字に置き換える作業を予定しておりましたが、こちらが国との仕様が遅れた関係で、令和5年度に事業を遅らせた関係で、今回減額させていただいて、改めて令和5年度に計上するものでございます。

以上でございます。

○石井委員長

よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

執行部の皆様に申し上げます。この後、審査に関する職員以外は退席して結構です。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時46分)

(再開 午前10時55分)

○石井委員長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒川国保年金課長より、発言の訂正を求められております。発言を許可します。

○黒川国保年金課長

先ほど議案第17号の質疑の中で、丸山委員さんから質疑のありました、軽減判定の全体の率なんですけれども、60.18パーセントから61.05パーセントとお答えしたんですが、60.18パーセントから60.88パーセントですので、訂正の方をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○石井委員長

これについて、丸山わき子委員、発言はよろしいですか。

○丸山委員

はい。結構です。

○石井委員長

よろしいですか。はい。

それでは、次に、歳出2款総務費についての審議に移ります。

提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○飯田企画政策課長

それでは、令和4年度歳出2款総務費、3月補正についてご説明いたします。

補正予算書は20ページをご覧ください。

1項総務管理費、7目企画費につきましては、補正前の額から32万7千円を増額し、補正後の額を2千752万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。公共交通対策費32万7千円を増額につきましては、18節負担金補助及び交付金は、バス運行事業者に対する国及び県の補助額が当初見込額を下回ったことにより、沿道団体である本市の負担額が変更となったことによるバス運行対策費補助金の増

額でございます。

○細野システム管理課長

続きまして、9目電算業務費につきまして、ご説明いたします。補正前の額から1千22万2千円を減額し、補正後の額を2億3千533万6千円とするものです。

説明欄をご覧ください。12節委託料998万9千円の減は、予定しておりました文字の同定化作業である、情報システム標準化改修業務の実施時期を来年度としたことによる減額などが主なものでございます。

13節使用料及び賃借料23万3千円の減は、一般事務用パソコンの追加整備に係る入札先の減額でございます。

○飯田企画政策課長

続きまして、11目諸費につきましては、補正前の額から782万円を増額し、補正後の額を2億323万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。ふれあいバス運行事業費769万1千円を増額につきましては、12節委託料は、地域内フィーダー系統確保維持補助金が今年度より運行事業者への納入から、公共交通協議会を通して、市会計への納入となったことによる、市内循環バス運行业務委託料の増額でございます。

次に、野球場建設基金費12万9千円を増額につきましては、歳入予算に計上しました指定寄附金と同額を積み立てようとするものです。

○中澤市民課長

補正予算書の21ページをご覧ください。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、旅券事務に係る県移譲事務交付金の確定により、一般財源と県支出金の財源の組換えを行うものでございます。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

2款総務費、4項選挙費についてご説明をいたします。

補正予算書の21ページから24ページとなります。

はじめに、3目参議院議員選挙費は、補正前の額から620万円を減額し、補正後の額を3千96万9千円とするものでございます。これは、令和4年7月10日に執行された参議院議員選挙の執行に係る経費の残額を減額するものでございます。

次に、4目市長選挙費は、補正前の額から1千248万5千円を減額し、補正後の額を1千632万4千円とするものでございます。これは、令和4年11月20日に執行された市長選挙の執行に係る経費の残額を減額するものでございます。

次に、5目県議会議員選挙費は、補正前の額から49万5千円を減額し、補正後の額を1千22万2千円とするものでございます。これは、県議会議員選挙の執行日が確定したことにより、不要となった経費を減額するものでございます。

次に、6目市議会議員補欠選挙費は、補正前の額から248万2千円を減額し、補正後の額を582万7千円とするものでございます。これは、令和4年11月20日に執行された市

議会議員補欠選挙の執行に係る経費の残額を減額するものでございます。

以上で、2款総務費の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○小川委員

20ページの9目電算業務費ですね。電算管理費の委託料なんですけれども、情報システム改修業務でかなり減額がありますので、それについてご説明をお願いいたします。

○石井委員長

すみません、小川委員。もう一度大きい声で。いつもどおり大きい声でお願いいたします。

○小川委員

減額理由についてお願いいたします。聞こえましたか。

○細野システム管理課長

先ほど歳入でもご説明させていただきましたが、自治体のシステムの標準化作業を進めております。その中で、システムに使う文字が、いわゆる外字といって市独自の文字を今使っております。それを全国統一の文字に同定する作業を今年度予定をしておりましたが、これが来年度になりましたので、全額を減額させていただいて、来年度改めて計上させていただく予定です。

○小川委員

ご丁寧なご説明をありがとうございました。

続きまして、11目諸費ですね。こちらですけれども、ふれあいバス運行事業費委託料が769万1千円ですか。市内循環バス運行業務ですね。こちらは増額になっていますけれども、この理由についてお伺いいたします。

○飯田企画政策課長

こちらにつきましては、先ほど歳入の方で、国庫補助のところの説明した内容と同じになるんですけれども、こちらは国庫補助の方が、これまでバスの運行事業者、そちらの方に直接補助金の方が交付されていた、国の補助金が交付されていたんですけれども、そちらの方が今年度から公共交通協議会、そちらの方に納入されるということになりまして、そちらから今度は市の会計を通して、この委託料の中で支出することになりましたので、その分が増額になったということになります。

○小川委員

ありがとうございました。

○石井委員長

大丈夫ですか。

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、22ページの市長選挙及び市議会議員補欠選挙のところでお伺いいたします。市

長選挙につきましては、当初よりも43パーセント減ということなんですけれども、この理由につきましては、約半分近くが一般職員の手当が減となっております。この辺について、どうということなのか、お伺いしたいと思います。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

当初、見積りをしていたときには、候補者の数がもう少しという感じで見積もっておったんですが、実際には2名だったということで、事務料が減ったということです。

○丸山委員

それでは、市議補欠選挙の方もそういうことで、この市長選挙を想定する場合には、何人ぐらい予算上では想定したのか。また、市議補欠選挙の方ではどのくらいを想定したのか、その辺についてお伺いいたします。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

市長選挙については5名で見積もってございます。市議会議員の補欠選挙も同数でございます。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。分かりました。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。質疑はないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出3款民生費の内、1項5目、8目及び9目について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○黒川国保年金課長

続きまして、3款民生費についてご説明いたします。

補正予算書の26ページをご覧ください。

3款1項5目老人福祉費についてご説明いたします。補正前の額から542万円を減額し、補正後の額を9億4千891万6千円にしようとするものです。後期高齢者医療事業費139万6千円の減額は、千葉県後期高齢者広域連合負担金の額が確定したことにより減額するものです。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出金402万4千円の減額につきましては、保険基盤安定繰出金の額の確定により減額をするものです。

27ページをご覧ください。

8目国民健康保険費についてご説明いたします。補正前の額から921万9千円を減額し、補正後の額を6億4千487万2千円にしようとするものです。国民健康保険特別会計繰出金921万9千円の減額は、国民健康保険基盤安定繰出金を387万2千円の減額、未就学

児均等割保険税繰出金を86万7千円の減額、出産育児一時金繰出金を448万円減額するものでございます。

続いて、9目国民年金費についてご説明いたします。補正前の額から11万円を減額し、補正後の額を1千751万5千円にしようとするもので、国民年金システムの改修が必要な変更事項がなかったため減額するものでございます。

以上で、3款民生費の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。

○丸山委員

27ページの国民年金のところでお伺いいたします。この国民年金システム改修業務というのは、具体的にはどのような内容だったのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

年金手帳の発行に関するシステム改修を行う予定だったんですが、システム管理課の方でやっていただけなので、システム改修費が必要なくなったということになります。

○丸山委員

はい、分かりました。

○石井委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出4款衛生費の内、1項7目について、提案者の説明を求めます。

○飯田企画政策課長

それでは、補正予算書の32ページをご覧ください。

歳出4款衛生費についてご説明します。1項保健衛生費、7目上水道費につきましては、補正前の額から1千882万4千円を減額し、補正後の額を1億9千264万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。上水道事業会計繰出事業費1千787万5千円の減額につきましては、23節投資及び出資金は、予定していた榎戸排水場第2系配水池更新工事が入札不調となり、令和4年度中の工事の実施を見送ったことによる水道管路耐震化事業出資金の減額でございます。

次に、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費94万9千円の減額につきまし

ては、人事異動により、水道企業部の対象職員が変更となったことによる、印旛広域水道上水道事業児童手当補助金5万1千円の減額及び霞ヶ浦導水事業の出資金の変更による印旛広域水道事業一般会計出資金100万円の減額でございます。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、お伺いいたしますのは、投資及び出資金のところで、霞ヶ浦への出資金の減という事になったわけですが、令和4年度はどのくらいの出資額になるのか、お伺いします。

○飯田企画政策課長

すみません。390万円になります。令和4年度ですね。はい。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第2表繰越明許費補正1追加の内、4款衛生費の内、1項保健衛生費及び8款消防費について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順でお願いいたします。

○飯田企画政策課長

それでは、第2表繰越明許費補正1追加についてご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、上水道事業会計繰出事業費1千594万円の繰越しにつきましては、上水道更新工事において、原油等の調達難等により、水道用資材の不足や納入遅延が発生し、工事が大幅に遅れ、年度内に工事を完了できない見込みとなったことから、こちらを翌年度に繰り越すものでございます。

○宮澤防災課長

8款消防費、1項消防費、消火栓維持管理費246万8千円につきましては、社会情勢による水道用資材の納入遅延等により、水道課の上水道更新工事が繰り越されることに伴い、更新工事における消火栓設置に係る消火栓新設負担金について、繰越しを行おうとするものです。

消防設備整備事業費2千15万5千円につきましては、新型コロナウイルス感染症による

ロックダウンや、それに伴う海運等の物流停滞の影響などにより、消防自動車のベース車両供給が大幅に遅延したことにより、年度内の納車ができないため、繰越しを行おうとするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表地方債補正について、提案者の説明を求めます。

○和田財政課長

第3表地方債補正、補正予算書の7ページをお願いいたします。

歳入23款市債で説明させていただきましたが、1追加は地方債を活用する2事業で、1、大池排水区整備事業一般会計負担金、限度額が1千80万円。都市施設整備事業、限度額が820万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、変更は、事業費の決定により6件を変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第4号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

ここで、次に、議案第5号、第6号について審査を行います。議案第5号、議案第6号以外の職員は、この場にて退席されて結構でございます。

そのままお待ちください。

それでは会議を続けます。

議案第5号、八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。令和4年度ですね。補正予算を議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第5号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算補正につきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ6千218万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9千326万9千円にしようとするものでございます。

詳細は事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、2款2項1目保険給付費等交付金は、補正前の額から6千443万7千円を減額し、補正後の額を6億2千344万3千7千円にしようとするもので、保険給付費等交付金の額が確定したための減額と、特別調整交付金の確定による増額によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、補正前の額から922万円を減額し、補正後の額を5億5千105万9千円にしようとするもので、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、出産育児一時金繰入金の額が確定したため減額をするものでございます。

9款2項1目財政調整基金繰入金は、補正後の予算額を0とするもので、財政調整基金に依存しない国保運営が見通せたため、繰入金を取りやめるものでございます。

9ページをご覧ください。

5款1項1目繰越金は、補正前の額に5千189万6千円を追加し、補正後の額を7千246万4千円にしようとするもので、令和4年度繰越金の額が確定したため、増額するものです。

6款1項1目一般被保険者延滞金は、補正前の額に774万3千円を追加し、補正後の額を3千894万3千円にしようとするものです。これは、令和4年12月末までに収納した後期高齢者支援金及び介護納付金延滞金を計上したものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、補正前の額から157万4千円を減額し、補正後の額を1千938万4千円にしようとするものです。これは、診療報酬明細書点検業務の確定に伴う補正でございます。

1款4項1目趣旨普及費は、補正前の額から50万円を減額し、補正後の額を64万円にしようとするものです。趣旨普及用パンフレットの購入費でございますが、令和3年度から令和4年度に記載内容の変更がなかったことから、単価が下がったことや、購入部数が減ったことにより、減額するものでございます。

2款1項1目一般被保険者利用用給付費は、補正前の額から1億462万3千円を減額し、

補正後の額を52億2千836万9千円としようとするものです。これは、下半期に入り、予算執行率が見込みほど伸びなかったため、減額をするものでございます。

11ページをご覧ください。

2款4項1目出産育児一時金は、補正前の額から672万3千円を減額し、補正後の額を2千269万2千円としようとするもので、当初見込みより出産件数が減少したことにより減額するものでございます。

2款5項1目葬祭諸費は、補正前の額から50万円を減額し、補正後の額を645万円としようとするもので、当初見込みより件数が減少したことにより、減額するものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、新型コロナウイルス感染に伴う保険税減税分372万1千円が特別調整交付金として確定したことにより、財源を組み替えるものでございます。

12ページをご覧ください。

6款1項1目基金積立金は、補正前の額に5千173万3千円を追加し、補正後の額を5千174万4千円にしようとするものです。財政調整基金積立金につきましては、前年度繰越金から国、県への償還金及び一般会計への繰出金を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

お尋ねします。

歳入と歳出とちょっと関連しているので、一緒に確認したいんですけども、まず、歳入の8ページ、繰入金で、一般会計繰入金の4節ですね。出産育児一時金の、いわゆる繰入金の減額に伴うということで、これは確定したということでありました。歳出の方でも減額されておりますが、当初予算での予定人数と実際に支給された人数の確認をさせてください。

○黒川国保年金課長

当初見込が70件でございまして、決算見込が54件でございます。

○栗林委員

ありがとうございます。

続きまして、すみません。11ページ、次の2款の保険給付費の葬祭費に関しても同様の質問でお願いいたします。

○黒川国保年金課長

当初予算見込が139件で、決算見込が129件でございます。

○石井委員長

栗林委員。

○栗林委員

大丈夫です。はい。

○石井委員長

ほかの質疑に移ります。ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第5号、八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○黒川国保年金課長

議案第6号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3千273万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億277万1千円にしようとするものでございます。

詳細は事項別明細によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目特別徴収保険料は、補正前の額から132万6千円を減額し、補正後の額を3億3千599万1千円にしようとするものです。

2目普通徴収保険料は、補正前の額に現年度分保険料3千465万円を追加し、補正後の額を2億9千121万3千円にしようとするものです。

2款1項2目基盤安定繰入金は、補正前の額から402万4千円を減額し、補正後の額を1億5千978万8千円にしようとするものです。これは、保険基盤安定負担金につきまして、交付額が確定したことによるものでございます。

3款1項1目繰越金は、補正前の額に343万7千円を追加し、補正後の額を543万7千円にしようとするもので、令和3年度決算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出でございます。9ページをご覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額に3千77万5千円を追加し、補正後の額を7億9千50万6千円にしようとするものです。これは、現年度分保険料収入の増や、保険基盤安定負担金の確定、令和3年度に納入した保険料のうち、令和3年度中に

広域連合へ納付できず、令和4年度に繰り越した繰越金など、広域連合への納付金でございます。

3款2項1目一般会計繰出金は、196万2千円を新たに計上するもので、令和3年度における一般会計からの法定分繰入金の剰余金が確定したことにより、一般会計へ繰り出すものです。

以上で、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○栗林委員

すみません。1点だけお願いします。

9ページの後期高齢者広域連合納付金で、先ほど説明の中に保険料が増額とありましたが、どのぐらい増額になったんでしょうか。

○黒川国保年金課長

特別徴収が132万6千円の減額で、普通徴収が3千465万円の増となっております。

○石井委員長

よろしいですか。

○栗林委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第6号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号、第12号の審査に移ります。関係する職員は入室を求めます。

ここで5分間休憩いたします。

(休憩 午前11時31分)

(再開 午前11時34分)

○石井委員長

休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

それでは、これより質疑を開始させていただきます。委員の質疑をお願いします。

○丸山委員

それでは、歳入から説明いただきたいと思います。

303ページの一般被保険者国民健康保険税についてお伺いするわけですが、せんだつての説明の中で、前年度比6千864万1千円減となったと、このような説明がございましたが、その主な原因は、後期高齢者への移行によるものだったんですけれども、令和5年度の被保険者数はどのくらいを見込んでいるのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

1万9千268名を見込んでございます。

○丸山委員

1万9千268名で、保険税は16億8千700万円ということなわけですね。

一人当たりの標準保険税はどのくらいになるのか。前年度と比較してどのようになるのか、お伺いいたします。

○石井委員長

答弁できますか。それとも、事後に回しましょうか。

丸山わき子委員、大変恐縮です。次の質問に移っていただいて、後ほど回答いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○丸山委員

この保険税の中で滞納繰越分というのが計上されております。この滞納繰越分というのは、収納率はどのくらいを見込んでの、この結果になっているのでしょうか。

○黒川国保年金課長

一応15.55パーセントを見込んでおります。

○丸山委員

55.55パーセント。ごめんなさい。15.55パーセント。

そうしますと、全体の収納率というのはどのくらいの見込みでしょうか。

○石井委員長

丸山わき子委員、現年度分でしょうか、過年度の繰越分でしょうか。もう一度明確な質問をお願いします。

○丸山委員

令和4年度は全体で88.3パーセントを見込んだわけですね。令和5年度は全体で現年分

と滞納分とを合わせて、全体ではどのくらいの収納率を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

全体では63.11パーセントを見込んでございます。

○丸山委員

この間も一般質問等で私は質問をしましたがけれども、滞納者への短期保険証、資格証明書というのを今実施していますけれども、これを実際に発行しても効果はないと。実際に短期保険証から通常の保険証、それから、資格証明書から短期保険証に変更する、その率は僅か7パーセントなんです。7パーセントの方しか対応できないというのが実態なわけです。

ですから、払えない世帯に対して、短期保険証、あるいは資格証明書を発行するという、そのペナルティーはまさに命、健康に関わる問題であり、本当に市民の暮らし、福祉を守る自治体がやるべきものではないというふうに思うわけなんです。

そういう点では、せんだっても申しあげましたけれども、既に短期保険証、資格証明書を発行しない自治体が増えてきています。ぜひそういう方向での検討を、私は、これは早急にやるべきではないかなというふうに思うわけですが、これは市長の腹積もりもあろうかと思いますが、ぜひ市長、そういう点での検討を前に進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○北村市長

担当といたしましては、日々大変努力しておる中で、さらに市民の皆様の相談を丁寧に拝聴しながら努力するということが今の基本的な考え方でございます。

○丸山委員

丁寧に対応すればするほど、短期保険証や資格保険書は要らなくなってくるんですよ。本当に機械的にやればやるほど、短期保険証、資格証明書は増えてきちゃう。不思議な現象が今起きています。

そういう点では、本当に丁寧に、丁寧に対応していけば、短期保険証や資格証明書は要らない。本当に手のかからない、そういう制度になっていくはずなんです。

そういう点では、今までどおりの対応ではなくて、本当に市民の立場に立った国保の制度にしていただきたい。このことを改めて申し上げておきます。

それから、304ページの県支出金につきまして、お伺いいたします。

県支出金の保険給付等交付金の特別交付金のうち、保険者努力支援分は前年度比134万3千円の増となっております。それで、3千748万9千円となっているわけなんです。増となった要因は何なのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、保険事業の拡充によって上がったものでございます。

○丸山委員

保険事業の拡充によって上がったものだという事のようなんですけれども、この保険者努力支援というのは、自治体の国保財政に関して、国のほうが、法定外繰入の削減であるとか、

自治体が法定外繰入の削減であるとか、それから、保険税収納率の状況であるとか、また、給付適正化等の努力に対して、国が交付金を増減する制度なわけですね。まさに自治体の国保財政に対して、自主判断を押し付ける制度だというふうに私は思います。

これは一応県支出金にはなっているんですけども、国の制度なわけですね。国が県から各自治体に下ろすようになってきているわけです。やはり適正な国の補助金の交付を求めていく必要があるんじゃないかと。やはりこういった補助金が大きくゆがめられて、自治体が自主的な国保運営ができない。やりづらくしている。そういったゆがめられた補助金であるというふうに思います。

こういった点では、やはりこれは担当課というよりも、市長、全国市長会でこういうことは話題になっていないのかどうか。今後、どんなふうに市長はお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○北村市長

今、丸山委員からのご質問でございますけれども、国民健康保険につきましては、持続可能な制度ということで理解をいただきながら、しっかり市長会でも、るる発言しております。

特に国保の安定的財政、持続的に受けるように、国庫負担の引上げ、あるいは国の責任において、実効ある措置を講じること。あるいは低所得者に対する負担軽減の拡充を強化すること。そして、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化するということが決議しておりますし、保険者の努力支援制度につきましては、各保険者の医療費適正化の取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力した全ての保険者が評価されるよう、適切な評価指標をするとともに、支援総額を確保するということが重点提言として決議しております。

国におきましては、いろいろな努力をしていただきたいということでありまして、全国市長会、千葉県市長会を通じまして、国に対する医療保障制度につきましては、令和4年11月11日、国民健康保険制度に関する重点提言をしております。将来にわたりまして、安定的で持続可能な制度にするために、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施することを求めています。

また、令和4年11月17日には、全国市長会で国民健康保険制度に関する重点提言を行っております。国保の財政基盤強化のために公費の財政支援についても継続して実施すると。そして、さらなる拡充を図るということで、全国市長会でも、国に対しまして、しっかりと提言しております。

○丸山委員

既に全国市長会では保険者努力支援分に関しての、これをさらに充実させていけという内容での意見を言っているんだということのようなので、ぜひこれを先に延ばさず、もっと手前に持ってきて、本当に国保運営がやりやすくなる、そういう方向での意見をさらに強めていっていただきたいというふうに思います。

それから、会社員が加入する保険で、産前産後の保険料が免除されるということであるわけですが、国保にはそういう制度はないわけですね。

ところが、そういった批判がかなり強くて、今度、国保においても出産に関して、産前産後

4か月分の均等割、所得割保険税が免除されるということになって、来年1月からということなんですけれども、これらに対しては、既に予算化はされているのかどうか。あるいは補正での予算確保になっていくのか、その辺についてはどうでしょう。

○黒川国保年金課長

こちらの方に関しては、確定し次第、補正等で対応していきたいと考えております。

○丸山委員

ぜひよろしく願いいたします。

それから、305ページですね。一般会計繰入金の中で、未就学児均等割保険税繰入金468万7千円とありますけれども、これは、子どもは収入がないのにもかかわらず、均等割が賦課されているわけなんですけれども、やはり高校生までの収入のない子どもに対しては、やはりこれは段階的に均等割をなくす。これが本来ではなかろうかなというふうに思うわけなんですけれども、これは、一般会計の繰入金は対象者の数が減って、785万5千円の減となっているわけですね。やはりこれは減として軽減対象を広げていく。そういった資源にしていきたいなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

委員さんのおっしゃることはよく分かるんですが、今のところ、まだそういったことを考えてはおりません。申し訳ありません。

○丸山委員

これは、子育て支援にもつながることとして、今日の東京新聞等にも、これからの出生率がますます低くなるということが報道されております。なぜかという、やはり子育て支援にお金がかかるということなんです。八街市もいろいろと努力しているのは分かるわけなんですけれども、それ以上に各家庭の子育て支援にはお金がかかるというわけですね。

ですから、こういった国保でも、一気に18歳までの子どもたちの均等割をなくせと、私はそういう無理なことは言いませんが、計画的に、徐々に子どもの対象を広げていく。軽減する対象を広げていく。そういう取組をぜひ計画的に進めていきたいというふうに思いますが、市長、再度その辺について検討いただけませんかでしょうか。

○北村市長

実は重点提言の中で、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度につきましては、子育て世代の負担軽減を図るため、必要な財源を確保するとともに、施行状況を勘案した上で、対象年齢や軽減割合を拡大する等の制度を拡充するというので、重点提言を国に申し上げて、決議しております。

○丸山委員

国に対して提言しているということは、本当にありがたいなというふうに思うんですけれども、今、本当に子育て支援が早急に必要ではなかろうかと。ですから、市独自の対応策をぜひ検討していただきたいなというふうに思うわけなんです。

そういう点では、一気ににはできないだろうと、先ほど申し上げましたけど、八街市独自にやっていくのは大変だろうと。しかし、少しずつその対象年齢を広げていく、そういう取

組をぜひ八街市として取り組んでいただきたいというふうに思いますが、その辺は、市長、いかがでしょうか。

○北村市長

私といたしましても、子育て政策については大変重要な課題だと思っておりますことから、丸山委員の提案してありますことを十分研究課題として捉えさせていただきます。

○丸山委員

研究課題を積極的な取組ということに切り替えていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、305ページの繰入金のところ、財政調整基金繰入金とあるわけですが、これは、どのような内容なのかお伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの財政調整基金繰入金の方なのですが、令和5年度予算をやるにあたって、医療給付費等が上がっておりますが、歳入の方がそれに追いついてきておりませんので、基金の方から取り崩して、予算の方を編成したという形になります。

○丸山委員

基金から取り崩してということですね。はい、分かりました。

ほかの人、どうぞ。

○石井委員長

ほかの質疑に移ります。質疑はいかがですか。

○丸山委員

それでは、306ページの諸収入のところ、延滞金及び過料のところでお伺いいたします。保険税の延滞金3千万円とあるわけですが、これは、一体何名分ぐらいあるのか。あるいは後期高齢者、また、介護納付延滞金、これは何人分ぐらいあるのか、お伺いします。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。こちらは前年度と同額ということで計上してございますので、何人という計算はしてございません。申し訳ございません。

○丸山委員

大半の未納、滞納世帯は払わないのではなくて、払えないというのが実態だと思います。

未納の滞納者に対して、国保料に加えて、延滞金の徴収は現実的ではないのではないかなというふうに思います。

高過ぎる保険税に、国保税に延滞料が加わって、支払いを求めることによって、生活、いわゆる最低限の生活をさらに下回るような、そんなことを求めていくことになるわけですね。

そういう点では、延滞金の徴収を見直すことが必要ではないかなというふうに思います。その辺について、この点はどんなふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、やはり税負担の公平性という観点からも、延滞金の方は取るのは仕方ないのかなというふうに考えております。

○石井委員長

関連します。関連ですね。

○丸山委員

延滞金を徴収していない自治体もあるわけなんですね。それは、もう生活をこれ以上落とすてはならないという、そういう立場に立っているわけで、やはりそういう点では市民の命と健康を守る、これが国保の制度であるというふうに思いますので、ぜひ延滞金を徴収しなくちゃならないではなくて、市民の本当に暮らしを守るという立場に立った対応策を、いま一度検討いただきたいと、このことを申し上げておきます。

以上です。

○石井委員長

会議の途中ですが、昼食のため、ここで休憩をいたします。

午後は1時10分より会議を再開いたします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時10分)

○石井委員長

それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

黒川国保年金課長より、発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

○黒川国保年金課長

午前中の丸山委員さんからのご質問の、一人当たりの保険料額なんですけれども、令和4年度が、一人当たり9万2千468円で、令和5年度が8万9千582円で、世帯に直しますと、令和4年度が14万9千545円、令和5年度が14万126円となります。

○石井委員長

丸山委員、それについてよろしいでしょうか。はい。

それでは、午前に引き続き、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑を続けさせていただきたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。質疑はいかがですか。

○栗林委員

すみません。そうしたら、歳出の方で、307ページの委託料、電算共同処理業務に関してお知らせいただきたいと思います。内容確認です。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、国保連合会に支払う負担金、委託料でございまして、均等割とか、あと、審査支払手数料等の支払いに使うものでございます。

○石井委員長

栗林委員、続けます。

○栗林委員

大丈夫です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、歳出の方で、308ページに調整費というのがあります。この中で、賦課徴収費で手数料、若干これは増となっているわけですがけれども、せんだっての説明等では、コンビニ等の手数料という説明をいただきました。

これは、コンビニでの徴収というのはどのくらいを見込んでいるのか。それから、令和4年度と比べて、どのくらいの増となるのか。それについてお伺いします。

○黒川国保年金課長

こちらのコンビニ収納の手数料なのですが、令和5年度は3万7千件を見込んでおります。令和4年度はちょっと数字の方は出ておりませんので、申し訳ございません。

○丸山委員

これはコンビニでの利用が増となるということによろしいわけですか。

○黒川国保年金課長

はい。一応その見込みで予算を取っております。

○丸山委員

納付に関して、1回の納付額を少なくして、支払いやすくするという、その納付環境を整えるべきではないかということをお前は以前にも質問いたしました。一般質問したんですけれども、やはり納付回数を増やすということは検討されたのかどうか。その辺についていかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

以前から、納付回数の8回を増やしていただきたいというお話は聞いておまして、うちの方も検討はしておりますが、まだシステムの改修等、そういったこともございます。今後のことを全体的に考えまして、計画的にちょっと検討していきたいと思っております。

○丸山委員

やはり支払う側の市民の立場に立てば、少しでも1回の支払いが安ければ、大変助かるわけで、そういう点では、ぜひ計画的にということをお答弁されましたけれども、早期のうちにこれは対応していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それとあと、1世帯あたりの国保税に関しては、平等割ですね。先ほど1世帯あたりの国保の支払額の平均を出していただいたわけですがけれども、やはり1世帯あたりの平等割というのは高いと。

せんだって、印旛郡市では、もっと引き上げる自治体があるんですよという、そういうお答弁もありましたけれども、八街市にとっては大変な負担増となっていることは市民の中でも大きな話題となっております。

そういった点では、この平等割の見直し、これをご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

平等割に限らず、保険税率全体を見て、検討の方はしていかななくてははいけないかなと思っております。

県の方からも赤字解消ということで、法定外繰入を解消しなさいということで、各市町村は今後値上がりになっていくこともあると思うんですけど、八街市としましては、値上げをしない中で、何とかやっていけないかなということでちょっと考えていきたいと思っております。

○丸山委員

やはり国保というのは国の方がどんどんと補助金を減らしてきているから、そういう点では、やりくりが本当に大変じゃないかなというのはよく分かります。本当に一般会計から繰入れをすれば、それなりのペナルティーは出てきちゃうしということで、国のやり方は本当にひどいなというふうに思います。

そういう点では、先ほど来申し上げておりますけれども、国の補助金を元に戻せ。あるいは、全国市長会、また、知事会が言っているように、1兆円の公費負担を早期に実現せよという、そういった声が本当に必要ではないか。ではないと、本当に自治体の国保運営というのは成り立たなくなるという点では、もう切実な問題ではないかなというふうに思っております。ぜひそういった点では、市長に1兆円の公費負担を早期に実現せよと。これを何としても国に向けて言っていってほしいと思いますが、再度市長、その辺についてはいかがでしょうか。

○北村市長

先ほども申し上げて大変恐縮でございますけれども、全国市長会でも、常に国保の健康保険制度に関する重点提言を行っておりまして、国保の財政基盤の強化のために、継続して公費の財政支援、さらなる財政支援をすること。あるいは、国庫負担の割合を引き上げること等々、国の責任の中におきまして、実効ある措置を講じるということで、強く求めておりますので、さらなる重点要望をしまいたいと考えております。

○丸山委員

ぜひよろしく願いいたします。

次に、312ページの傷病手当についてお伺いいたします。これにつきましては、いつまでのものなのか。令和5年度いっぱいに対応できるものなのか、どうなのか。これについてお伺いいたします。

○黒川国保年金課長

傷病手当の方ですけれども、5月7日まで延長になりましたが、こちらの手当金につきましては、発症してから2年間請求できますので、令和5年度に限らず、令和6年度も対応できるような形で予算の方は確保していくつもりでございます。

○丸山委員

今、2年間の間猶予があって、令和6年度までは請求できるということのようなんですけれども、やっぱりこれは2年という期限付きではなくて、恒久化してほしいなというふうに思います。

コロナも5月をもって緩和されるわけですけれども、決してコロナがなくなるわけではなく、

引き続きコロナに対する対応策というのは本当にしていかなければならないというふうに思います。

その中の1つとして、この傷病手当は、何としても恒久化させていただきたいなというふうに思います。そういう点でもこれは国に求めると同時に、八街市独自の、こういった傷病手当の創設をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

一般質問のときもございましたが、やはり県、国からの予算が付かないと、市独自でやっていくのは難しいかなと考えております。

○丸山委員

自治体が難しいのであれば、やはり国にきちんと求めていく。国に傷病手当、このコロナに関しては傷病手当はきちんと恒久化する。そういうことを求めていっていただきたいというふうに思います。それはお金がなくてもできるわけですからね。そういう点で、ぜひ積極的な取組を求めていっていただきたいということを申し上げておきます。

それと、314ページの保険事業委託料についてお伺いいたします。ここでは特定健康診査では、令和4年度では健診期間の延長、また、夜間健診の実施を行っているわけですね。これは受診率アップにつながったのかどうか。また、令和5年度の受診率の目標はどのくらいを目標にしているのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

特定健診の受診率なんですが、集団検診に関しましては、令和4年度より伸びてございます。ただ、個別健診の方が、ちょうど市内の委員さん等がお願いしていた期間がちょうどコロナがまたはやっていた時期もございまして、病院でなかなか対応ができないということもございまして、個別の健診は若干下がってはおりますが、集団健診については伸びております。

また、来年度、令和5年度の目標ということなんですが、特に数値は定めておりませんで、全員の方が受けていただけるよう、努力していく所存でございます。

○丸山委員

令和4年度のまだ年度末で数字は出ていないとは思いますが、若干アップしているんだということを答弁されました。

令和3年度は36.2パーセントという受診率だったんですね。若干伸びたということのようです。県平均は40.9パーセント。県平均よりも八街市はかなり下回ってしまうわけですね。

そういう点では、ぜひ令和5年度の受診目標をきちんと定めて、そのために取り組んでいただきたいなというふうに思います。

A Iを活用した特定健診受診率、この向上事業では70万円ほど増額しているわけですね。このA Iを使っただけの受診率の向上というのは、本当に図られているのかどうか。その辺についてはどうなんでしょうか。

○黒川国保年金課長

こちらのA Iを活用した受診率向上ということでやっておりますが、特定健診に限らず、今

年度は人間ドック等も受診者がかなり増えておりますので、やっているだけ伸びてきているのかなというふうに、担当の方では考えております。

○丸山委員

担当課の方もいろいろ努力をし、予算を付けているわけですから、ぜひ令和5年度の受診率は、県平均まで行くぐらいの取組をぜひ目指していただきたいと思います。このことを申し上げておきます。

それから、315ページの新規事業で、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定事業費506万円が計上されていますが、これは一体どういう内容のものなのか。それから、委託しなければならない、その事由は何なのでしょう。

○黒川国保年金課長

こちらの委託費につきましては、レセプトデータの処理費用とか、特定健診データの処理費用、そういうのも含めまして、今後のデータヘルス計画を作成していく上で、本課の保健師を中心に作業は進めていくんですが、なかなかデータ等の集計等が課内だけでは難しいので、その点を委託しまして、一緒に作っていくというような形でございます。

ここで、第4期の特定健診の方の実施計画の方も同様に、本課の職員が中心となって委託業者と冊子というか、形に作っていくというような業務でございます。

○丸山委員

これはどのぐらいの期間の間に作成していくものなのか。第4期というのはいつから始まるのか。その辺についてお伺いいたします。

○黒川国保年金課長

第4期は令和6年度から始まりますので、令和5年度中に、なるべく早い時期に作成したいと考えております。

○丸山委員

はい。分かりました。

○石井委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○小川委員

糖尿病性腎症……。

○石井委員長

すみません。予算書のページ数をお願いします。

○小川委員

315ページですね。それで、保健衛生普及費のところですけども、糖尿病性腎症重症化予防事業、これは具体的にちょっと説明いただければありがたいんですけど。よろしくお願

いします。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、今うちの方で特定健診を行っておりまして、メタボの関係でやっておりますが、その中で、糖尿病の重症化しそうな数値の方等をピックアップしまして、予防に努めるように勧奨、病院を受診していただくよう努めるように勧奨していくプログラムと、こちらは令和5年度は、昨年度、要は未治療者の予防プログラムということで主にやっていたんですが、今年はそこから1つ先に進みまして、治療者予防プログラムということで、さらに先の段階をやっていただくというような形でプログラムを組んでおります。

○小川委員

ご丁寧な説明をありがとうございました。

○石井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第11号、国民健康保険特別会計予算に対して反対討論を行います。

新型コロナウイルスや物価、原油高騰に高過ぎる国保税は払いきれないの新たな怨嗟の声が上がっています。

国保税の中で、1世帯あたり、税率を決める平等割は、印旛郡市では最高の3万2千円となっており、払える国保税への見直しとともに、令和4年度から始まった未就学児均等割の減額に対し、令和5年度は保険税繰入金468万7千円の計上となっています。収入のない子どもに均等割を賦課しており、高校生までの均等割をなくすことを求めます。

本市の国保加入世帯1万2千975世帯のうち、滞納世帯は1千302世帯、医療費を全額自己負担する資格証明書発行数は342世帯、短期保険証の発行数は1千68世帯です。資格証明書の発行を受けた世帯の約9割、短期保険証で約7割が200万円以下の世帯であり、低所得者の世帯に対し、悪徳滞納者として資格証明書を37年前から、短期保険証は24年前から発行し、ペナルティーを課してきましたが、国保税の収納率は上がってはおられません。

失業や病気、事業の不振などで国保税を払えなくなった加入者には行政が追い打ちをかけ、さらなる貧困にたたき落とすようなことはあってはなりません。

国民健康保険税滞納者への短期保険証、資格証明書の発行をするか、しないかは市町村の判断でできます。既に自治体判断で短期保険証、資格証明書の発行取りやめに取り組んでいる横浜市では、法や政府の国会答弁、厚労省の通達などの趣旨に基づく対応だと述べ、意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば、交付はゼロになるとしていま

す。

支払い困難な市民に対し、ペナルティーを課すのはやめ、市民が健康で生活していくための支援をすることを求めます。

また、保険税の延滞金3千100万円が計上されています。大半の未納、滞納世帯は払わないのではなく、払えないというのが実態です。未納、滞納者に対し、国保税に加え、延滞金の徴収は現実的ではありません。高過ぎる保険税、延滞金加わり、支払いを求めることにより基準生活を下回り、暮らしが成り立たなくなるのは本末転倒であり、解消すべきです。

延滞金を徴収していない自治体では、条例では徴収されるものとされているが、延滞金は失業者や低所得者による生活困窮者であることが多く、延滞金加算の実施は延滞被保険者への負担増となり、保険料本体の納付をさらに困難にすることが考えられるため、延滞金減免の運用をしているとしています。

世帯所得の低さが被保険者資格証明書の交付につながっていることは明らかであり、市はいつまでも放置すべきではありません。

国保財政の運営については、新年度も県支出金で保険者努力支援が3千700万円計上されています。各自治体の国保財政に法定外繰入削減、保険税収納率給付適正化等の努力に対して、交付金を増減するもので、国保運営を大きくゆがめています。自治体の国保財政に対する自主判断を押し付ける制度です。

県支出金となっていますが、国の制度であり、適正な国の補助金の交付を求めていくことが必要です。

以上の立場から、国保特別会計予算に反対するものであります。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○小川委員

議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や、就業構造の変化、多様化に伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少傾向にあり、国保運営の根幹であります保険税は減少しております。

一方で、高齢化の進行などにより、一人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は今まで以上に厳しい状況が続いていると思われまます。

令和5年度国民健康保険特別会計予算では、保険税は未就学児の均等割保険税減額措置実施に伴う減収があり、令和4年10月から実施された社会保険適用拡大に伴う国保被保険者の流出による減収をもたらし、74歳国保被保険者の後期高齢者医療制度への移行等に伴う国保被保険者の減少による減収など、令和4年度当初課税額より6千927万7千円の減収を見込んでおります。

一方で、国保被保険者の減少に反し、一般被保険者療養給付費は、令和4年度予算より4千123万7千円増の51億1千208万7千円、一般被保険者高額療養費は、令和4年度予

算より2千363万円増の8億1千433万3千円を見込んでおり、厳しい国保運営が鑑みられます。

こうした中、保険事業においては、人間ドック助成金や、特定健康診査の受診率向上に向けた人工知能を活用した健診未受診者に対する受診勧奨事業の推進や、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業の推進や、糖尿病性腎症の発症、重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業支援プログラムの推進を、30歳代の若年層を対象とした生活習慣から生じると思われる疾病の早期発見、早期治療につなげるための集団健診の実施や、保険事業の指針となる第3期データヘルス計画など、国保被保険者の健康増進や将来の国保運営を見据えた予算編成となっております。

国民健康保険は被保険者である市民の皆さんの健康を守るという重要な役割を担う大切な制度であることから、安定した制度とするために、千葉県と連携して、国民健康保険事業の運営にあたり、保険事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に向け、今まで以上に取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成するものであります。

○石井委員長

ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題いたします。

議案の説明は事前に終了しておりますので、直ちに質疑を行います。委員の質疑をお願いします。

○栗林委員

幾つか質問させていただきます。

国民健康保険税のことで重なってくる部分はあるので、先ほどお聞きした内容の中で、こちらのほうで判断できる部分もあるんですけども、まずはじめに、歳入の後期高齢者医療費保険料に関しまして、やはり高齢化に伴い、保険料自体も増えてきてはいるんですけども、この保険料の確保というか、きちんと納入していただくために、令和5年度に関して、特にされているようなことってございますか。

○石井委員長

すみません。ページ数は何ページでございましょうか。

○栗林委員

すみません。327ページです。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、確かに団塊の世代が後期高齢者ということで、1年間でかなり被保険者数が増えております。それに伴って、保険料も上がっておるんですが、特段令和5年度から徴収を上げるためにやるということは考えておりません。

○栗林委員

今までもいろいろ収納に向けて、支出とも関わってしまうんですけども、収納に向けていろんな努力、支払い方法を増やしたりとかという形でされてきたと思うんですけども、そういうことをやはり続けていくことによって、収納率が上がってくると思いますし、それで、一番基盤となる、いわゆる財政確保というところが大きくなってくると思うので、やはり歳入に関しては、やはり意識しながら取り組んでいただく。そのような形で予算計上されているとは思いますが、意識していただくことというのは、今後に関しては、さらに重要になってくるのではないかなと感じて、ちょっと質問させていただきました。

続きまして、329ページの総務費の一般管理費の中にあります、負担金補助及び交付金の中の長寿健康増進事業補助金に関して、具体的にお知らせいただければと思います。

○黒川国保年金課長

こちらの負担金及び交付金につきましては、全額人間ドックの助成になっております。内訳としましては、人間ドックの助成として75件、脳ドックと人間ドックの併用ドックは35件、脳ドックのみ5件を計上してございます。

○栗林委員

すみません。ちょっとページというか、何にあたるかというところがちょっとあれなんですけど、国保税の中で、多分こういう後期高齢者の方も含めた健康維持等々の部分で歳出として計上されているのかなと思うんですけど、特に後期高齢者としてそういう健康維持とか、医療費の助成に向けての何かされているというのが、どこにあたるかも併せてお知らせいただければと思うんですが。

○黒川国保年金課長

医療費の助成ですか。

○栗林委員

高齢化になると医療費というのはやっぱり増えてくると思いますので、市としても医療費を抑えるために、事業等をいろいろ、健康教室とかをされているんですけど、それは一般会計からという形でよろしいのか。特に後期高齢者医療保険制度の中でそういうところがあるのかの確認です。

○黒川国保年金課長

後期の特別会計の方ではございませんが、一般会計の方で国保と同じように事業の方は行っ

てございます。

○栗林委員

はい。ありがとうございます。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○丸山委員

それではお伺いいたします。

歳入で、説明のところでは後期高齢者に移行する方が大変多くなっての保険料の増という説明をいただいておりますが、この特別徴収保険料を納める被保険者というのは全体で何人、何パーセントなのか。

それから、普通徴収保険料を納める保険者数はどのくらいになるのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。人数の方はちょっと把握しておりませんが、こちらの方は、前年度の特別徴収及び普通徴収の比率によってやらせていただいております、特別徴収が56.9パーセント、普通徴収が43.1パーセントという形で計上させていただいております。

○丸山委員

これは、令和5年度分でもよろしいんですか。

○黒川国保年金課長

今年度の予算におきましては、令和3年3月の割合で計算させていただいております。

○丸山委員

そうしますと、それぞれ何パーセント程度増えているのか、減っているのか。その辺はわかりますか。

○黒川国保年金課長

前年度のときは、特別徴収が57.01パーセント、普通徴収が42.99パーセントというところで出しておりますので、若干特別徴収が減っているかと思えます。

○丸山委員

はい。分かりました。普通徴収の被保険者が増えている、若干増えているという傾向だと。それで、賦課限度額の対象者というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。ちょっと今資料の方を持ち合わせてございません。

○丸山委員

それでは、327ページの普通徴収保険料の中で、前年度滞納分繰越分ということで、162万円が計上されておりますけれども、これは何人分になるのか、お伺いいたします。

○黒川国保年金課長

こちらの方も人数はちょっと出しておりませんので、調定見込額を810万円としまして、目標収納率20パーセントを計算しまして、162万円という金額を出させていただいております。

○丸山委員

では、全体では、滞納なさっている方はどのくらいいるということですか。

○黒川国保年金課長

申し訳ございません。ちょっと今資料の方を持ち合わせておりません。

○丸山委員

はい。分かりました。じゃあ、また後で教えてください。

それとあと、繰入金についてですね。保険基盤安定繰入金、これは前年度763万1千円増の1億7千144万3千円となっているわけですが、それぞれ軽減者数は何割ぐらいずつを占めているのか、お伺いします。7割、5割、2割の軽減者がありますね。そのそれぞれの割合はどのようになっているのでしょうか。

○黒川国保年金課長

ちょっと率の方は出ていないのですが、7割軽減が4千203人、5割軽減が1千246人、2割軽減が1千180人で、保険の対象者数が6千699人を見込んでございます。

○丸山委員

そうしますと、全体の何割ぐらいになるのでしょうか。軽減を受ける方がですね。

○黒川国保年金課長

多分保険者が約9千800人程度ですので、68パーセントぐらいになるかと思われます。

○丸山委員

国保と変わらないぐらいの軽減者となっているというふうに思います。

本当にこういった保険に入っている後期高齢者の皆さんも、決して、普通徴収ですから、大変な生活状況の中で保険料を支払っているということが見えてきております。

それで、328ページに、延滞金、これが4万4千円という形状になっているわけです。やはり本当に大変な、皆さんがこういった延滞金を払わなければならないということなんですけれども、延滞金の徴収に至るまでの対応、これはどんなふうになさっているのか、どのようにしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○黒川国保年金課長

こちらの方は、まず、納期後に督促状を発送しまして、その後、年に3回ほど催告書を発行しております。その後、6月とかに延滞金をいただいているというような形になっております。

○丸山委員

催告書を発行して、それで延滞金を頂いていますということなんですけれども、これは、今、延滞金を頂いている方というのが分からないわけですね。何人というのはね。そういう方々に対して、きちんとお尋ねして行って、どういう生活状態なのか、実態なのかというのを把握されて、この延滞金を賦課しているのか。その辺についていかがでしょうか。

○黒川国保年金課長

納税相談に来ていただいた方に関しましては、きちんと状況の方を把握しておるわけなんです、こちらに来ていただかないで、納付書でそのまま納めていただいちゃうという方もい

らっしゃいますので、全部が全部状況を把握しているかという、そういうことはございません。

○丸山委員

特に後期高齢者は、年金暮らしの方がほとんどだと思うんですね。そういう中で、今、年金がどんどん削減されているわけですね。後期高齢者も払わなきゃいけない、介護保険料も払わなきゃいけない、本当に税金の支払いで追われるわけですね。

そういう中で、今やっぱり大切なのは、相談に来た方は話に応じますよ。来ない方はもうどんどんと切っていってしまいます。延滞金を頂きます。そういうやり方ではなくて、やはり今、延滞金の徴収よりも一番大切なのは、納付できないでいる実態状況をきちんと把握して、そして、丁寧な対応で、生活ができるような方向付けをきちんとしていくということが今必要ではないかなというふうに思うわけなんです。

そういう点では、相談に来なかったから知らないよ。あんたが悪いんですよではなくて、特に高齢者ですからね。高齢者がバスに乗って、果たしてこられるところなのか、どうなのか、そういうこともいろいろと含めて、やはり出向いて、どうしたんですかと。そういう相談に丁寧に対応していく必要があるんじゃないのか、そんなふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○黒川国保年金課長

確かに以前は訪問等をしておりましたが、ここ近年はコロナの関係で臨戸することもできておりません。

また、以前私が担当のときも、なかなか高齢者の方は、ご自宅に伺ってもお会いできないというケースが多々ございます。そういったことも含めまして、まずは通知をして、お電話なり、来庁していただくというような形を現在は取っております。

○丸山委員

やはり高齢者が対象の保険ですから、高齢者が本当に安心して医療にもかかれる、そういう体制、対応を取っていかなければならないというふうに思いますので、この間はコロナで行けなかったという理由があるかもしれませんが、これからは丁寧な対応で。

私は、丁寧な対応をしていれば、こういう延滞金なんか発生してこないと思いますよ。これはもっと対応しなければいけない。もっと一步入って、市の方が対応しなきゃいけない、そういう結果になっていくのではないかというふうに思いますので、ぜひ丁寧な対応を再度求めておきます。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第12号、後期高齢者医療特別会計予算に対して反対討論を行います。

15年前に導入された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢を区切った制度に、姥捨て山の制度と、国民の大きな怒りと世論が、時の政府に保険料の特例軽減制度を導入させました。

しかし、制度発足後9年目の2017年度から、低所得者の均等割軽減の縮小廃止が進められてきました。と同時に、この10年間での公的年金は実質6.7パーセント減となっているところに、昨年10月からは、後期高齢者医療費が単身で200万円以上、二人世帯で年収320万円以上の方の窓口2割負担が導入され、高齢者への負担が一層重くのしかかっています。

コロナ禍のとりわけ感染リスクの高い高齢者にとって、受診抑制につながるようなことがあってはなりません。2割負担は中止をするよう、国に求めるべきです。

また、延滞金については、国保と同様、大半の未納、滞納世帯は払わないのではなく、払えないというのが実態です。延滞金徴収によってさらに生活が追い詰められることが必至です。

滞納節に納付できるよう、丁寧な対応で生活再建や分納相談をさらに拡充させるとともに、県後期高齢者連合に対し、延滞金をなくすための条例改正を求めることが必要ではないでしょうか。

以上の立場から、反対をするものです。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご存じのとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされ、平成20年度の創設以来、国民に定着した制度です。

八街市の被保険者数は、令和5年1月末で9千844人となり、団塊の世代が後期高齢者へ移行となる令和7年に向け、増加し、これに伴う医療費の増加が今後の大きな課題でもあります。

令和5年度の予算では、歳入の後期高齢者医療保険料が、前年度比3千567万3千円増の6億2千955万3千円、歳出の後期高齢者広域連合納付金が、前年度比4千330万9千円増の8億304万円となり、総額は歳入、歳出ともに、前年度比4千379万1千円増の8億1千382万5千円となっています。

八街市は広域連合と連携して、高齢者の医療費の削減や、健康保持のため、人間ドック等の助成のための予算を確保するとともに、一般会計から生活習慣病予防教室や、中高年のためのリズム教室、ストレッチ&栄養講和、在宅訪問、歯科検診などの健康事業を行っています。また、健康状態が不明な高齢者の状況把握と、必要とするサービスへの接続を図る高齢者の

保健、介護予防一体的実施事業の取組を行っています。

窓口負担の割合の改正で、被保険者層の負担区分が1割の方のうち、一定以上の所得がある方は窓口負担が2割となりました。少子高齢化に対応し、高齢者の負担能力に十分配慮しながら、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためと理解していますが、被保険者である高齢者の方々をはじめ、市民など、市民にご理解していただけるよう、十分な広報活動など、広域連合と連携して行うよう要望いたします。

その上で、本予算の執行にあたっては、対象者である高齢者の生活実態の把握が大切となります。後期高齢者医療保険料を被保険者が確実に納めていただけるように、丁寧な対応と、医療費の削減のために、創意工夫で新たな取組等を調査、研究していただき、高齢者が元気に生きがいを持って生活が送れる八街市となるように、今後も千葉県や広域連合との連携を図りながら、医療費制度が持続可能となることを期待いたします。

○石井委員長

ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様申し上げます。この後、総務常任委員会協議会を開催いたしますので、第2会議室にお集まりください。

これで総務常任委員会を閉会いたします。

関係者の皆様、大変お疲れさまでございました。

(閉会 午後2時03分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員